

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
YCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
COUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
NCIL OTARUCITYCOUNCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL
OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL
TYCOUNCIL
YCOUNCIL
COUNCIL
NCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL

令和3年
小樽市議会

第1回定例会議案

令和 3 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 1 号

令和 3 年度小樽市一般会計予算

令和 3 年度小樽市の一般会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 3 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 2 号

令和 3 年度小樽市港湾整備事業特別会計予算

令和 3 年度小樽市の港湾整備事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 3 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 3 号

令和 3 年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算

令和 3 年度小樽市の青果物卸売市場事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 3 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 4 号

令和 3 年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算

令和 3 年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 3 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 5 号

令和 3 年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算

令和 3 年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 3 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 6 号

令和 3 年度小樽市住宅事業特別会計予算

令和 3 年度小樽市の住宅事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 3 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 7 号

令和 3 年度小樽市介護保険事業特別会計予算

令和 3 年度小樽市の介護保険事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 3 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 8 号

令和 3 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 3 年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 3 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 9 号

令和 3 年度小樽市病院事業会計予算

令和 3 年度小樽市病院事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 3 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 1 0 号

令和 3 年度小樽市水道事業会計予算

令和 3 年度小樽市水道事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 3 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 1 1 号

令和 3 年度小樽市下水道事業会計予算

令和 3 年度小樽市下水道事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 3 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 1 2 号

令和 3 年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算

令和 3 年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 3 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 1 3 号

令和 3 年度小樽市簡易水道事業会計予算

令和 3 年度小樽市簡易水道事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 2 年度小樽市一般会計補正予算

令和 2 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「別表 繰越明許費」による。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	防災情報通信設備 整備事業費	千円 61,578
衛生費	保健所費	保健所体制強化事業費 (庁舎施設改修事業費)	12,480

令和 2 年度小樽市一般会計補正予算

令和 2 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 966,700 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73,825,362 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第 3 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 4 条 債務負担行為の変更及び削除は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第 5 条 市債の追加及び変更は、「第 5 表 市債補正」による。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 市 税		14,276,900	△ 427,000	13,849,900
	1 市 民 税	5,339,900	△ 10,000	5,329,900
	2 固 定 資 産 税	6,675,700	△ 320,000	6,355,700
	4 た ば こ 税	904,500	△ 35,000	869,500
	5 特別土地保有税	1,000	17,000	18,000
	6 入 湯 税	50,000	△ 29,000	21,000
	7 都 市 計 画 税	1,097,000	△ 50,000	1,047,000
3 利子割交付金		14,000	△ 6,000	8,000
	1 利子割交付金	14,000	△ 6,000	8,000
6 法 人 事 業 税 金		118,000	△ 10,000	108,000
	1 法 人 事 業 税 金	118,000	△ 10,000	108,000
7 地 方 消 費 税 金		3,009,000	△ 120,000	2,889,000
	1 地 方 消 費 税 金	3,009,000	△ 120,000	2,889,000
15 分 担 金 及 び 金		182,099	△ 23,453	158,646
	1 負 担 金	182,099	△ 23,453	158,646
16 使 用 料 及 び 料		990,396	△ 41,002	949,394

	1 使用料	607,215	△ 38,302	568,913
	2 手数料	383,181	△ 2,700	380,481
17 国庫支出金		26,765,233	△ 432,447	26,332,786
	1 国庫負担金	11,011,647	△ 245,507	10,766,140
	2 国庫補助金	15,730,258	△ 186,940	15,543,318
18 道支出金		3,677,335	△ 43,407	3,633,928
	1 道負担金	2,923,690	△ 42,349	2,881,341
	2 道補助金	519,837	△ 1,058	518,779
20 寄附金		121,231	284,160	405,391
	1 寄附金	121,231	284,160	405,391
21 繰入金		1,933,183	△ 642,339	1,290,844
	2 基金繰入金	1,868,752	△ 642,339	1,226,413
23 諸収入		3,001,876	△ 144,614	2,857,262
	3 貸付金元利収入	2,571,580	△ 161,842	2,409,738
	4 雑入	385,285	17,228	402,513
24 市債		5,200,494	639,402	5,839,896
	1 市債	5,200,494	639,402	5,839,896
歳入合計		74,792,062	△ 966,700	73,825,362

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		265,989	△ 669	265,320
	1 議 会 費	265,989	△ 669	265,320
2 総 務 費		2,629,027	226,516	2,855,543
	1 総 務 管 理 費	2,309,691	226,516	2,536,207
3 民 生 費		37,071,909	△ 601,370	36,470,539
	1 社 会 福 祉 費	23,667,107	△ 104,158	23,562,949
	2 児 童 福 祉 費	5,268,444	△ 244,314	5,024,130
	3 生 活 保 護 費	7,966,993	△ 255,792	7,711,201
	5 民 生 施 設 費	165,813	2,894	168,707
4 衛 生 費		5,729,615	29,509	5,759,124
	1 保 健 衛 生 費	2,204,245	10,456	2,214,701
	2 保 健 所 費	1,414,193	19,053	1,433,246
7 商 工 費		4,329,511	△ 166,026	4,163,485
	1 商 工 費	4,329,511	△ 166,026	4,163,485
8 土 木 費		5,624,250	△ 244,320	5,379,930
	2 道 路 橋 り ょ う 費	2,867,101	△ 154,000	2,713,101
	3 河 川 費	63,199	△ 16,400	46,799

	5 住 宅 費	38,843	△ 6,000	32,843
	6 港 灣 費	1,430,568	△ 67,920	1,362,648
9 消 防 費		1,128,433	100	1,128,533
	1 消 防 費	1,128,433	100	1,128,533
10 教 育 費		3,575,938	△ 25,440	3,550,498
	1 教 育 總 務 費	113,288	2,160	115,448
	5 社 会 教 育 費	531,737	△ 27,600	504,137
11 公 債 費		4,923,760	△ 15,000	4,908,760
	1 公 債 費	4,923,760	△ 15,000	4,908,760
13 職 員 給 与 費		8,694,219	△ 170,000	8,524,219
	1 職 員 給 与 費	8,694,219	△ 170,000	8,524,219
歲 出 合 計		74,792,062	△ 966,700	73,825,362

第2表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 教育費	5 社会教育費	重要文化財 旧日本郵船 (株)小樽支店 保存修理工 事費	千円		千円	千円		千円
			863,468	平成30 年度	17,400	863,468	平成30 年度	17,400
				令和元 年度	146,846		令和元 年度	146,846
				令和2 年度	22,770		令和2 年度	22,770
				令和3 年度	295,804		令和3 年度	294,073
				令和4 年度	286,619		令和4 年度	292,408
		令和5 年度	94,029		令和5 年度	89,971		

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	鉄道駅バリアフリー化 設備等整備事業費 補助金	千円 129,000
土木費	港湾費	港湾計画改訂事業費 (港湾計画検討業務 委託料(債務負担分))	6,540
		港湾計画改訂事業費 (航行安全検討業務費)	11,216
		国直轄工事費負担金 (第3号ふ頭岸壁改良 事業費)	180,000
		色内ふ頭老朽化対策 事業費	23,500

第4表 債務負担行為補正

(変更)

事 項	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
教育委員会庁舎等改修工事費	千円 45,252	千円 50,422

(削除)

事 項	期 間	限 度 額
小樽港保安施設改良事業費	令和3年度	千円 57,000

第5表 市債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民生施設整備事業費	千円 4,200	普通貸借 又は 登録公債	%	1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。 2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。 3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。 4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
母子健康包括支援センター施設整備事業費	2,700			
勤労青少年ホーム施設整備事業費	1,200			
減収補填債	200,000			
徴収猶予特例債	459,700			

(変更)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
	千円	千円
除却事業費	268,700	207,900
新幹線整備事業費	17,100	19,000
鉄道駅整備事業費	96,700	129,000
庁舎等施設整備事業費	51,200	74,226
環境衛生施設整備事業費	3,300	4,500
墓地整備事業費	5,400	7,200
出資金債	18,800	7,300
保健所施設整備事業費	15,700	21,000
公衆便所整備事業費	10,500	14,000
道路新設改良事業費	593,400	570,976
河川整備事業費	22,500	6,100
都市計画事業費	16,200	21,100
港湾事業費	774,200	775,300
義務教育施設整備事業費	697,200	704,900

令和 2 年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和 2 年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,770 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,921,431 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険料		1,922,100	△ 194,412	1,727,688
	1 国民健康保険料	1,922,100	△ 194,412	1,727,688
2 国庫支出金		—	98,490	98,490
〔従来の2款を3款に改め、以下順次繰り下げる。〕	1 国庫補助金	—	98,490	98,490
3 道支出金		10,724,119	66,451	10,790,570
	1 道補助金	10,724,119	66,451	10,790,570
5 繰入金		1,140,722	37,241	1,177,963
	1 一般会計繰入金	1,082,403	△ 13,134	1,069,269
	2 基金繰入金	58,319	50,375	108,694
歳 入	合 計	13,913,661	7,770	13,921,431

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 360,991	千円 3,567	千円 364,558
	1 総務管理費	360,991	3,567	364,558
2 保険給付費		10,533,496	4,203	10,537,699
	2 出産育児等諸費	30,336	4,203	34,539
歳 出 合 計		13,913,661	7,770	13,921,431

令和 2 年度小樽市住宅事業特別会計補正予算

令和 2 年度小樽市の住宅事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 811,581 千円とする。
- 2 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		千円 11,996	千円 △ 6,000	千円 5,996
	2 一般会計繰入金	8,425	△ 6,000	2,425
歳 入 合 計		817,581	△ 6,000	811,581

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 住 宅 事 業 費		千円 541,650	千円 △ 6,000	千円 535,650
	1 住 宅 管 理 費	541,650	△ 6,000	535,650
歳 出 合 計		817,581	△ 6,000	811,581

令和 2 年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

令和 2 年度小樽市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 24,830 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,003,410 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 国庫支出金		3,817,278	50,960	3,868,238
	1 国庫負担金	2,500,680	△ 1,870	2,498,810
	2 国庫補助金	1,316,598	52,830	1,369,428
4 道支出金		2,053,456	1,870	2,055,326
	1 道負担金	1,944,542	1,870	1,946,412
6 繰入金		2,387,988	△ 28,000	2,359,988
	1 一般会計繰入金	2,387,988	△ 28,000	2,359,988
歳 入 合 計		14,978,580	24,830	15,003,410

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		298,652	△ 28,000	270,652
	3 介護認定費	124,320	△ 28,000	96,320
4 基金積立金		274,119	52,830	326,949
	1 基金積立金	274,119	52,830	326,949
歳 出 合 計		14,978,580	24,830	15,003,410

令和 2 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

令和 2 年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,143 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,268,824 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 24 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者 医療保険料		千円 1,506,629	千円 30,000	千円 1,536,629
	1 後期高齢者 医療保険料	1,506,629	30,000	1,536,629
3 繰入金		674,157	△ 20,857	653,300
	1 一般会計繰入金	674,157	△ 20,857	653,300
歳入合計		2,259,681	9,143	2,268,824

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者 医療広域連 合納付金		千円 2,171,395	千円 9,143	千円 2,180,538
	1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	2,171,395	9,143	2,180,538
歳出合計		2,259,681	9,143	2,268,824

令和 2 年度小樽市病院事業会計補正予算

第 1 条 令和 2 年度小樽市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 2 年度小樽市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(2) 年間入院患者数 100,740 人

(4) 一日平均入院患者数 276 人

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 病院事業収益	9,768,157 千円	510,000 千円	10,278,157 千円
第 1 項 医業収益	8,490,673 千円	110,000 千円	8,600,673 千円
第 2 項 医業外収益	950,990 千円	400,000 千円	1,350,990 千円
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	11,906,543 千円	110,000 千円	12,016,543 千円
第 1 項 医業費用	11,267,280 千円	100,000 千円	11,367,280 千円
第 2 項 医業外費用	300,379 千円	10,000 千円	310,379 千円

第 4 条 予算第 4 条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資本的収入	2,615,764 千円	△400,000 千円	2,215,764 千円

第1項 企業債 1,981,000千円 △400,000千円 1,581,000千円

第5条 予算第10条中「2,601,433千円」を「2,711,433千円」に改める。

令和3年2月24日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 2 年度小樽市水道事業会計補正予算

第 1 条 令和 2 年度小樽市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 2 年度小樽市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(2) 年間総給水量 14,200千m³

(3) 一日平均給水量 38,904m³

(4) 主要な建設改良事業の概要

ロ 改良事業

事業費 662,187千円

ハ 導・送水管整備事業

事業費 57,072千円

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-------

収 入

第 1 款 水道事業収益	2,989,407千円	△141,526千円	2,847,881千円
--------------	-------------	------------	-------------

第 1 項 営業収益	2,734,573千円	△141,526千円	2,593,047千円
------------	-------------	------------	-------------

支 出

第 1 款 水道事業費用	2,754,491千円	8,770千円	2,763,261千円
--------------	-------------	---------	-------------

第 2 項 営業外費用	259,611千円	8,770千円	268,381千円
-------------	-----------	---------	-----------

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足す

る額1,312,829千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,312,902千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額107,149千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額83,633千円」に、「減債積立金425,100千円」を「減債積立金432,139千円」に、「過年度分損益勘定留保資金780,580千円」を「過年度分損益勘定留保資金797,130千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	1,225,402千円	△238,073千円	987,329千円
第1項 企業債	1,143,900千円	△170,700千円	973,200千円
第2項 交付金	69,175千円	△55,842千円	13,333千円
第3項 他会計出資金	11,531千円	△11,531千円	一千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,538,231千円	△238,000千円	2,300,231千円
第1項 建設改良費	1,332,413千円	△238,000千円	1,094,413千円

第5条 予算第6条の表中

起債の目的	限度額
上水道事業費	千円 1,143,900

を

起債の目的	限度額
上水道事業費	千円 973,200

に

改める。

令和3年2月24日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 2 年度小樽市下水道事業会計補正予算

第 1 条 令和 2 年度小樽市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 2 年度小樽市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(2) 年間総排水量 17,700千 m^2

(3) 一日平均排水量 48,493 m^2

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収		入	
第 1 款	下水道事業収益	3,660,939千円	△108,255千円	3,552,684千円
第 1 項	営業収益	2,114,266千円	△108,255千円	2,006,011千円
	支		出	
第 1 款	下水道事業費用	3,562,338千円	△9,841千円	3,552,497千円
第 2 項	営業外費用	218,711千円	△9,841千円	208,870千円

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 2 年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計補正予算

第 1 条 令和 2 年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 2 年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目） (既決予定額) (補正予定額) (計)

支 出

第 1 款 産業廃棄物等処分事業費用 147,525千円 △2,970千円 144,555千円

第 1 項 営業費用 142,393千円 △2,970千円 139,423千円

第 3 条 予算第 4 条中「資本的収入の予定額」を「資本的収入及び支出の予定額」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目） (既決予定額) (補正予定額) (計)

支 出

第 1 款 資本的支出 0千円 2,970千円 2,970千円

第 1 項 建設改良費 0千円 2,970千円 2,970千円

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市情報公開条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市情報公開条例の一部を改正する条例

小樽市情報公開条例（平成 1 8 年小樽市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「すべて」を「全て」に改める。

第 1 6 条の見出し中「法令等」を「他の制度」に改め、同条第 1 項本文中「法令等」の次に「、規則その他の規程（以下この条において「他制度規程」という。）」を加え、同項ただし書及び同条第 2 項中「法令等」を「他制度規程」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にされた小樽市情報公開条例第 6 条第 1 項に規定する開示請求については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、開示請求者の利便性を図る目的で、情報公開制度によらずに公文書を開示できる制度の対象範囲を拡大するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市行政手続条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市行政手続条例等の一部を改正する条例

(小樽市行政手続条例の一部改正)

第 1 条 小樽市行政手続条例（平成 1 0 年小樽市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 5 5 条第 6 項」を「第 5 5 条第 9 項」に改める。

(小樽市職員恩給条例の一部改正)

第 2 条 小樽市職員恩給条例（昭和 2 6 年小樽市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 8 条第 3 項を削る。

第 5 1 条の 2 第 4 項中「法律第 1 5 5 号」を「恩給法の一部を改正する法律（昭和 2 8 年法律第 1 5 5 号。以下「法律第 1 5 5 号」という。）」に改め、同条第 7 項本文中「または第 5 号」を「又は第 5 号」に、「（第 5 号）」を「（同項第 5 号）」に、「あつては」を「あつては」に、「ならなかつた」を「ならなかつた」に、「かかわる」を「係る」に、「切捨てる」を「切り捨てる」に改め、同項ただし書中「こえる」を「超える」に改める。

第 5 1 条の 2 の 2 中「第 5 1 条の 2 第 1 項第 4 号」を「前条第 1 項第 4 号」に、「、第 3 項」を「、同条第 3 項」に、「第 4 項」を「同条第 4 項」に、「、第 5 項」を「、前条第 5 項」に改める。

第51条の2の3中「、第3項」を「、同条第3項」に、「、「ものまたはその遺族は、昭和49年9月1日から」と、第4項」を「「ものまたはその遺族は、昭和49年9月1日から」と、同条第4項」に、「、「昭和49年9月1日」と、第5項」を「「昭和49年9月1日」と、第51条の2第5項」に、「、「昭和49年9月」」を「「昭和49年9月」」に改める。

(小樽市雇員恩給条例の一部改正)

第3条 小樽市雇員恩給条例(昭和26年小樽市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第3条中「及び小樽市職員給与条例(昭和46年小樽市条例第3号)第4条に規定する準雇員給料表の適用を受ける職員」を削る。

第19条中「、増加年金」を「増加年金」に、「第27条第2項」を「職員恩給条例第27条第2項」に、「、第3項及び」を「及び第3項並びに」に、「、傷病一時金」を「傷病一時金」に改める。

(小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第4条 小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年小樽市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「第9条第1項第4号本文」を「第9条第1項第5号本文」に、「当該本文」を「同号本文」に改める。

付則第3条の3第3項中「付則第5条の2」を「附則第5条の2」に改める。

付則第3条の4第4項中「付則第5条の3」を「附則第5条の3」に改める。

付則第5条の2第2項中「あつて」を「あって」に、「よつて」を「よつて」に、「あつた」を「あった」に、「第13条第3項」を「同条第3項」

に、「各号の一」を「前項各号」に、「第1号」を「前項第1号」に改め、「のいずれか」を削る。

(小樽市税条例の一部改正)

第5条 小樽市税条例(昭和25年小樽市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第40条第1項第1号中「行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に改める。

(小樽市医療法施行条例の一部改正)

第6条 小樽市医療法施行条例(平成12年小樽市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第1条第1項」を「第1条の14第1項」に改める。

(小樽市臨床検査技師等に関する法律施行条例の一部改正)

第7条 小樽市臨床検査技師等に関する法律施行条例(平成12年小樽市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和33年法律第76号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

(小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正)

第8条 小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例(平成17年小樽市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第20条中「同条第8項」を「同条第9項」に、「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

第25条第2項中「ヌ」を「ル」に改める。

(小樽市産業廃棄物等処分事業設置条例の一部改正)

第9条 小樽市産業廃棄物等処分事業設置条例(昭和59年小樽市条例第19

号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(小樽市中小企業等振興条例の一部改正)

第10条 小樽市中小企業等振興条例(平成7年小樽市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第2条第1項第2号イ」を「第3条第1項第2号イ」に改める。

(小樽市土地区画整理事業助成条例の一部改正)

第11条 小樽市土地区画整理事業助成条例(昭和43年小樽市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、または」を「又は」に、「第9条第3項」を「第9条第3号」に改める。

(小樽都市計画市街地再開発事業施行条例の一部改正)

第12条 小樽都市計画市街地再開発事業施行条例(昭和45年小樽市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条の2第3項」を「第2条の2第4項」に改める。

(小樽市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部改正)

第13条 小樽市建築物における駐車施設の附置に関する条例(昭和50年小樽市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「前条第1項」を「第13条第1項」に改める。

(小樽市建築基準法施行条例の一部改正)

第14条 小樽市建築基準法施行条例(昭和43年小樽市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第60条の3中「第5条の4第1項」を「第5条の6第1項」に改める。

(小樽市営住宅条例の一部改正)

第15条 小樽市営住宅条例（平成9年小樽市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第18条の4中「第11条」を「第12条」に改める。

第19条第1項中「第8条」を「第7条」に改める。

第25条中「第11条」を「第12条」に改める。

第29条第1項中「第29条第7項」を「第29条第8項」に改める。

（小樽市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正）

第16条 小樽市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年小樽市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

（小樽市簡易水道事業設置条例の一部改正）

第17条 小樽市簡易水道事業設置条例（平成元年小樽市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

（小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第18条 小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年小樽市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第12条中「昭和26年法律第261号」を「昭和25年法律第261号」に改める。

第16条第8項中「広域休職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

（小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第19条 小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成21年小樽市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第3号中「、小樽市公営企業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」を「又は小樽市公営企業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」に改め、「又は小樽市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年小樽市条例第46号）」を削る。

（小樽市水防協議会条例の一部改正）

第20条 小樽市水防協議会条例（昭和63年小樽市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第5項」を「第34条第5項」に改める。

（小樽市災害対策本部条例の一部改正）

第21条 小樽市災害対策本部条例（昭和37年小樽市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、これまでの法令改正に伴い生じた引用条項のずれを修正するなど、所要の改正を行うためであります。

小樽市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

小樽市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 2 6 年小樽市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「署名押印して」を「署名して」に改め、同条第 2 項中「別表第 1 号様式」を「様式第 1 号」に、「別表第 2 号様式」を「様式第 2 号」に、「別表第 3 号様式」を「様式第 3 号」に、「別表第 4 号様式」を「様式第 4 号」に改める。

別表第 1 号様式中「別表第 1 号様式」を「様式第 1 号（第 2 条関係）」に改め、「㊦」を削る。

別表第 2 号様式中「第 2 号様式」を「様式第 2 号（第 2 条関係）」に改め、「㊦」を削る。

別表第 3 号様式中「第 3 号様式」を「様式第 3 号（第 2 条関係）」に改め、「㊦」を削る。

別表第 4 号様式中「第 4 号様式」を「様式第 4 号（第 2 条関係）」に改め、「㊦」を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、国から押印廃止の方針が示されたことに伴い、職員のサービスの宣誓における宣誓書の押印を廃止するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 24 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員給与条例の一部を改正する条例

小樽市職員給与条例（昭和 46 年小樽市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条中「地域手当の月額」の次に「並びに寒冷地手当の月額」を加える。

第 25 条の 2 第 1 項中「同法」を「国民保護法」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、時間外勤務手当等の算定基礎額に寒冷地手当を加えるとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 2 年小樽市
条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項中「在職する」の次に「任期の定めが 6 月以上の」を加え、
同条第 2 項を次のように改める。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 1 0 0 分の 1 0 0 を乗じて得た額に、
基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる
区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 か月 1 0 0 分の 1 0 0
- (2) 5 か月以上 6 か月未満 1 0 0 分の 8 0
- (3) 3 か月以上 5 か月未満 1 0 0 分の 6 0
- (4) 3 か月未満 1 0 0 分の 3 0

第 1 1 条第 3 項中「において準用する給与条例第 2 4 条第 2 項」を削り、同
条第 4 項及び第 5 項中「第 2 項」を「第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加え
る。

6 給与条例第 2 4 条（第 6 項に限る。）から第 2 4 条の 3 までの規定は、第

1項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第24条第6項中「第2項」とあるのは、「小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第11条第2項」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、会計年度任用職員の待遇改善を図る目的で、その期末手当の支給割合を改定するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市手数料条例の一部を改正する条例

小樽市手数料条例（昭和 2 6 年小樽市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 9 号中「第 5 2 条第 1 項」を「第 5 5 条第 1 項」に改め、「、祭典等短期間（7 日以内）の営業にあつては 2, 4 0 0 円」を削り、同表第 1 0 号から第 4 6 号までを次のように改める。

- | | | |
|--|---|--|
| (10) 食品衛生法第 5 5 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 3 5 条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査 | 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料 | 新規の許可にあつては 10, 500 円、許可の更新にあつては 8, 400 円 |
| (11) 食品衛生法第 5 5 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 3 5 条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査 | 食肉販売業許可申請手数料 | 新規の許可にあつては 10, 500 円、許可の更新にあつては 8, 400 円 |

<p>(12) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>魚介類販売業許可申請手数料</p>	<p>新規の許可にあつては10,500円、許可の更新にあつては8,400円</p>
<p>(13) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>魚介類競り売り営業許可申請手数料</p>	<p>新規の許可にあつては24,500円、許可の更新にあつては19,600円</p>
<p>(14) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査</p>	<p>集乳業許可申請手数料</p>	<p>新規の許可にあつては10,500円、許可の更新にあつては8,400円</p>
<p>(15) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査</p>	<p>乳処理業許可申請手数料</p>	<p>新規の許可にあつては24,500円、許可の更新にあつては19,600円</p>
<p>(16) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査</p>	<p>特別牛乳搾取処理業許可申請手数料</p>	<p>新規の許可にあつては24,500円、許可の更新にあつては19,600円</p>
<p>(17) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査</p>	<p>食肉処理業許可申請手数料</p>	<p>新規の許可にあつては24,500円、許可の更新にあつては19,600円</p>

(18) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	新規の許可にあつては24,500円、許可の更新にあつては19,600円
(19) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	新規の許可にあつては15,400円、許可の更新にあつては12,300円
(20) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	新規の許可にあつては15,400円、許可の更新にあつては12,300円
(21) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業許可申請手数料	新規の許可にあつては24,500円、許可の更新にあつては19,600円
(22) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	新規の許可にあつては24,500円、許可の更新にあつては19,600円
(23) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	新規の許可にあつては24,500円、許可の更新にあつては19,600円

(24) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査	水産製品製造業許可申請手数料	新規の許可にあつては17,700円、許可の更新にあつては14,100円
(25) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査	氷雪製造業許可申請手数料	新規の許可にあつては24,500円、許可の更新にあつては19,600円
(26) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査	液卵製造業許可申請手数料	新規の許可にあつては24,500円、許可の更新にあつては19,600円
(27) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	新規の許可にあつては24,500円、許可の更新にあつては19,600円
(28) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	新規の許可にあつては17,700円、許可の更新にあつては14,100円
(29) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業許可申請手数料	新規の許可にあつては17,700円、許可の更新にあつては14,100円
(30) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令	豆腐製造業許可申請手数料	新規の許可にあつては15,400円、許可の更新にあつては12,300円

<p>第35条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>納豆製造業許可申請手数料</p>	<p>新規の許可にあつては15,400円、許可の更新にあつては12,300円</p>
<p>(31) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>麺類製造業許可申請手数料</p>	<p>新規の許可にあつては15,400円、許可の更新にあつては12,300円</p>
<p>(32) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>そうざい製造業許可申請手数料</p>	<p>新規の許可にあつては24,500円、許可の更新にあつては19,600円</p>
<p>(33) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>複合型そうざい製造業許可申請手数料</p>	<p>新規の許可にあつては32,900円、許可の更新にあつては26,300円</p>
<p>(34) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>冷凍食品製造業許可申請手数料</p>	<p>新規の許可にあつては24,500円、許可の更新にあつては19,600円</p>
<p>(35) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>複合型冷凍食品製造業許可申請手数料</p>	<p>新規の許可にあつては32,900円、許可の更新にあつては26,300円</p>
<p>(36) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可</p>		

の申請に対する審査

(37) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査	漬物製造業許可申請手数料	新規の許可にあつては15,400円、許可の更新にあつては12,300円
(38) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	密封包装食品製造業許可申請手数料	新規の許可にあつては24,500円、許可の更新にあつては19,600円
(39) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査	食品の小分け業許可申請手数料	新規の許可にあつては15,400円、許可の更新にあつては12,300円
(40) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業許可申請手数料	新規の許可にあつては24,500円、許可の更新にあつては19,600円
(41) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく営業であつて、行事、祭りその他これに類するものに際して臨時又は仮設の施設により30日以内で行うものの許可の申請に対する審査	臨時営業許可申請手数料	2,400円
(42)から(46)まで	削除	

別表第69号の7中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改め、同

表中第101号の2を第101号の3とし、第101号の次に次の1号を加える。

(101)の2	建築基準法第60条の2の2第1項第2号の規定に基づく建築物の建蔽率若しくは壁面の位置又は同条第3項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区内の建築物の建蔽率等の特例許可申請手数料	180,000円
---------	--	----------------------------------	----------

別表第122号の7ウ(ア)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ウ(ア)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(ア)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 302,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、18,000円）

別表第122号の7ウ(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ウ(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(イ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 123,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、18,000円）

別表第122号の8エ(ア)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号エ(ア)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、

同号エ(ア)中 b を c とし、 a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 160,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、18,000円）

別表第122号の8エ(イ)中 f を g とし、 c から e までを d から f までとし、
同号エ(イ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、
同号エ(イ)中 b を c とし、 a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 71,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、18,000円）

別表第122号の9ア(ア)中 f を g とし、 c から e までを d から f までとし、
同号ア(ア) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、
同号ア(ア)中 b を c とし、 a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 288,000円

別表第122号の9ア(イ)中 f を g とし、 c から e までを d から f までとし、
同号ア(イ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、
同号ア(イ)中 b を c とし、 a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 113,000円

別表第122号の9ア(ウ)中 f を g とし、 c から e までを d から f までとし、

同号ア(ウ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、
同号ア(ウ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
の 18,000円

別表第122号の9イ(ア)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、
同号イ(ア) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、
同号イ(ア)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
の 153,000円

別表第122号の9イ(イ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、
同号イ(イ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、
同号イ(イ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
の 66,000円

別表第122号の9イ(ウ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、
同号イ(ウ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、
同号イ(ウ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
の 18,000円

別表第122号の10アからウまでの規定中「f」を「g」に改め、同表第
122号の11中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同号ウ(ア)中

f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ウ(ア) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ウ(ア)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 288,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、18,000円）

別表第122号の11ウ(イ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ウ(イ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ウ(イ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 113,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、18,000円）

別表第122号の11注記5中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同号注記6中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表第122号の12中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同号エ(ア)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号エ(ア) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号エ(ア)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 153,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、18,000円）

別表第122号の12エ(イ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号エ(イ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号エ(イ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 66,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、18,000円）

別表第122号の12オ中「第32条」を「第37条」改め、同号注記5中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同号注記6中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表第122号の13中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同号ウ(ア)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ウ(ア) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(ア)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 288,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、18,000円）

別表第122号の13ウ(イ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ウ(イ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(イ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 113,000円（判定機関審査を受けた場合に

あつては、18,000円)

別表第150号の次に次の5号を加える。

(150)の2 船員法(昭和22年法律第100号)第50条第4項の規定に基づく船員手帳の交付、再交付又は書換え	船員手帳の交付、再交付又は書換え手数料	1,950円
(150)の3 船員法第50条第4項の規定に基づく船員手帳の訂正	船員手帳の訂正手数料	430円
(150)の4 小樽市船員法に基づく事務等に関する条例(令和3年小樽市条例第号)第3条第1号の規定に基づく航行に関する報告書の証明	航行に関する報告書の証明手数料	2,600円
(150)の5 小樽市船員法に基づく事務等に関する条例第3条第2号の規定に基づく雇入契約のない船長の就退職等の証明	船長の就退職等の証明手数料	870円
(150)の6 小樽市船員法に基づく事務等に関する条例第3条第3号の規定に基づく船員手帳の記載事項の証明	船員手帳記載事項証明手数料	870円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第69号の7の改正規定及び同表中第101号の2を第101号の

3とし、第101号の1の次に1号を加える改正規定 公布の日

(2) 別表第9号から第46号までの改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 令和3年6月1日

(経過措置)

2 改正後の小樽市手数料条例（以下「新条例」という。）別表第9号から第41号までの規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後に請求された事務に係る手数料について適用し、同日前に請求された事務に係る手数料については、なお従前の例による。

3 第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に次の表の左欄に掲げる改正前の小樽市手数料条例に定める手数料の対象となる事務の許可を受けている者が同号に掲げる規定の施行の日以後に同表右欄に掲げる新条例に定める手数料の対象となる事務の許可（食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第3項に規定する営業許可の有効期間の満了の日又は食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）第9条の規定により営業を行うことができる期間の末日以後引き続き同一の営業を同一の施設で行う場合に限る。）の申請を行う場合は、許可の更新に係る同欄に掲げる手数料を徴収する。

別表第9号の飲食店営業許可申請手数料	別表第9号の飲食店営業許可申請手数料
	別表第10号の調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料
別表第10号の喫茶店営業許可申請手数料	別表第9号の飲食店営業許可申請手数料
	別表第10号の調理の機能を有する

	自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料
別表第 1 1 号の菓子製造業許可申請手数料	別表第 1 9 号の菓子製造業許可申請手数料
	別表第 3 9 号の食品の小分け業許可申請手数料
別表第 1 2 号のあん類製造業許可申請手数料	別表第 1 9 号の菓子製造業許可申請手数料
別表第 1 3 号のアイスクリーム類製造業許可申請手数料	別表第 2 0 号のアイスクリーム類製造業許可申請手数料
別表第 1 4 号の乳処理業許可申請手数料	別表第 1 5 号の乳処理業許可申請手数料
別表第 1 5 号の特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	別表第 1 6 号の特別牛乳搾取処理業許可申請手数料
別表第 1 6 号の乳製品製造業許可申請手数料	別表第 2 1 号の乳製品製造業許可申請手数料
	別表第 3 9 号の食品の小分け業許可申請手数料
別表第 1 7 号の集乳業許可申請手数料	別表第 1 4 号の集乳業許可申請手数料
別表第 1 9 号の食肉処理業許可申請手数料	別表第 1 7 号の食肉処理業許可申請手数料
別表第 2 0 号の食肉販売業許可申請手数料	別表第 1 1 号の食肉販売業許可申請手数料
別表第 2 1 号の食肉製品製造業許可申請手数料	別表第 2 3 号の食肉製品製造業許可申請手数料
	別表第 3 9 号の食品の小分け業許可申請手数料
別表第 2 2 号の魚介類販売業許可申請手数料	別表第 1 2 号の魚介類販売業許可申請手数料
別表第 2 3 号の魚介類競り売り営業許可申請手数料	別表第 1 3 号の魚介類競り売り営業許可申請手数料
別表第 2 4 号の魚肉練り製品製造業許可申請手数料	別表第 2 4 号の水産製品製造業許可申請手数料
	別表第 3 9 号の食品の小分け業許可申請手数料
別表第 2 5 号の食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	別表第 1 2 号の魚介類販売業許可申請手数料

	別表第 3 5 号の冷凍食品製造業許可申請手数料
	別表第 3 9 号の食品の小分け業許可申請手数料
別表第 2 6 号の食品の放射線照射業許可申請手数料	別表第 1 8 号の食品の放射線照射業許可申請手数料
別表第 2 7 号の清涼飲料水製造業許可申請手数料	別表第 2 2 号の清涼飲料水製造業許可申請手数料
別表第 2 8 号の乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	別表第 1 5 号の乳処理業許可申請手数料
	別表第 2 1 号の乳製品製造業許可申請手数料
	別表第 2 2 号の清涼飲料水製造業許可申請手数料
別表第 2 9 号の冰雪製造業許可申請手数料	別表第 2 5 号の冰雪製造業許可申請手数料
別表第 3 1 号の食用油脂製造業許可申請手数料	別表第 2 7 号の食用油脂製造業許可申請手数料
	別表第 3 9 号の食品の小分け業許可申請手数料
別表第 3 2 号のマーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	別表第 2 7 号の食用油脂製造業許可申請手数料
	別表第 3 9 号の食品の小分け業許可申請手数料
別表第 3 3 号のみそ製造業許可申請手数料	別表第 2 8 号のみそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料
	別表第 3 9 号の食品の小分け業許可申請手数料
別表第 3 4 号のしょう油製造業許可申請手数料	別表第 2 8 号のみそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料
	別表第 3 9 号の食品の小分け業許可申請手数料
別表第 3 5 号のソース類製造業許可申請手数料	別表第 3 8 号の密封包装食品製造業許可申請手数料
別表第 3 6 号の酒類製造業許可申請手数料	別表第 2 9 号の酒類製造業許可申請手数料
別表第 3 7 号の豆腐製造業許可申請手数料	別表第 3 0 号の豆腐製造業許可申請手数料
	別表第 3 9 号の食品の小分け業許可

	申請手数料
別表第 3 8 号の納豆製造業許可申請手数料	別表第 3 1 号の納豆製造業許可申請手数料
	別表第 3 9 号の食品の小分け業許可申請手数料
別表第 3 9 号のめん類製造業許可申請手数料	別表第 3 2 号の麺類製造業許可申請手数料
	別表第 3 9 号の食品の小分け業許可申請手数料
別表第 4 0 号のそうざい製造業許可申請手数料	別表第 3 3 号のそうざい製造業許可申請手数料
	別表第 3 9 号の食品の小分け業許可申請手数料
別表第 4 1 号の缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	別表第 3 8 号の密封包装食品製造業許可申請手数料
別表第 4 2 号の添加物製造業許可申請手数料	別表第 4 0 号の添加物製造業許可申請手数料
別表第 4 3 号のかき処理業許可申請手数料	別表第 1 2 号の魚介類販売業許可申請手数料
	別表第 2 4 号の水産製品製造業許可申請手数料
別表第 4 6 号の食品製造業許可申請手数料	別表第 1 2 号の魚介類販売業許可申請手数料
	別表第 2 4 号の水産製品製造業許可申請手数料
	別表第 3 7 号の漬物製造業許可申請手数料
	別表第 3 9 号の食品の小分け業許可申請手数料

4 新条例別表第 1 2 2 号の 7 から第 1 2 2 号の 1 3 までの規定は、この条例の施行の日以後に請求された事務に係る手数料について適用し、同日前に請求された事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、食品衛生法施行令の一部改正に伴う手数料の新設及び廃止、建築基準法の一部改正に伴う手数料の新設等並びに小樽市船員法

に基づく事務等に関する条例を新たに制定することに伴う手数料の新設を行うとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例

小樽市こども発達支援センター条例（平成 1 6 年小樽市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「小樽市花園 5 丁目 1 0 番 1 号」を「小樽市緑 3 丁目 4 番 1 号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、小樽市公共施設再編計画に基づき、こども発達支援センターを移転するためであります。

小樽市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

小樽市食品衛生法施行条例（平成 1 2 年小樽市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 5 2 条第 1 項」を「第 5 5 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 5 2 条」を「第 5 5 条」に改め、「(以下「許可営業者」という。)」を削る。

第 3 条を削る。

第 4 条中「又は食品衛生責任者を変更したとき」及び「、市長に届け出るとともに」を削り、同条を第 3 条とする。

第 5 条から第 7 条までを削り、第 8 条を第 4 条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 1 2 3 号）附則第 2 条第 1 項の規定により営業を行っている者については、改正前の小樽市食品衛生法施行条例第 3 条、第 4 条（食品衛生責任者の変更に係るものに限る。）、第 5 条及び

第6条の規定は、なおその効力を有する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、食品衛生法等の一部改正により、法令に廃業の届出義務等が規定されたことに伴い、当該規定を削除するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市浄化槽に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市浄化槽に関する条例の一部を改正する条例

小樽市浄化槽に関する条例（昭和 6 0 年小樽市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「有効期間」の次に「（以下「登録の有効期間」という。）」を加え、同条第 4 項中「第 2 項」及び「同項」を「従前の登録」に改める。

第 3 条第 2 項第 3 号中「とっている」を「取っている」に、「とる」を「取る」に改める。

第 6 条第 2 項中「第 5 条」を「前条」に改める。

第 8 条第 1 項中「一」を「いずれか」に改める。

第 9 条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 浄化槽保守点検業者は、登録の有効期間ごとに 1 回以上、浄化槽管理士に対し、市長が指定する浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならない。

第 1 8 条中「第 1 6 条又は第 1 7 条」を「前 2 条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の小樽市浄化槽に関する条例（以下「新条例」という。）第9条第7項の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第2条第1項又は第3項の登録を受ける者について適用し、同日前にその登録を受けた者については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、浄化槽法の一部改正に伴い、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検の業務に関する研修を浄化槽管理士に受けさせることを義務付けるとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小樽市国民健康保険条例（昭和 3 4 年小樽市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の 3 第 1 項」を加える。

第 1 6 条第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 5 4」を「1 0 0 分の 4 7」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 2 9」を「1 0 0 分の 3 1」に改め、同項第 3 号ア中「1 0 0 分の 1 7」を「1 0 0 分の 2 2」に改める。

第 1 6 条の 6 中「6 1 万円」を「6 3 万円」に改める。

第 1 6 条の 6 の 5 第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 5 4」を「1 0 0 分の 4 7」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 2 9」を「1 0 0 分の 3 1」に改め、同項第 3 号ア中「1 0 0 分の 1 7」を「1 0 0 分の 2 2」に改める。

第 1 6 条の 1 1 第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 5 4」を「1 0 0 分の 4 7」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 2 9」を「1 0 0 分の 3 1」に改め、同項第 3 号中「1 0 0 分の 1 7」を「1 0 0 分の 2 2」に改める。

第 1 6 条の 1 2 中「1 6 万円」を「1 7 万円」に改める。

第 2 1 条第 1 項第 1 号中「特定同一世帯所属者」の次に「(以下この項において「納付義務者等」という。)」を加え、「第 3 1 4 条の 2 第 2 項」を「第 3 1 4

条の2第2項第1号」に改め、「控除金額」の次に「(納付義務者等のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する控除金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)」を加え、同項第2号及び第3号中「第314条の2第2項」を「第314条の2第2項第1号」に改め、「控除金額」の次に「(納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する控除金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)」を加え、同条第2項中「(昭和40年法律第33号)」を削る。

付則第3条中「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「する。))」の次に「及び」を、「所得の金額(地方税法)と」の次に「、110万円」とあるのは「125万円」とを加える。

付則第9条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。))」を「新型コロナウイルス感染症(病

原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、付則第9条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の小樽市国民健康保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の軽減対象となる所得額等を変更するとともに、保険料の賦課割合及び賦課限度額を改定するほか、所要の改正を行うためであります。

小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市介護保険条例の一部を改正する条例

小樽市介護保険条例（平成 1 2 年小樽市条例第 3 9 号）の一部を次のように
改正する。

目次中

「第 2 章 介護認定審査会（第 2 条・第 3 条）」を

「第 2 章 介護認定審査会（第 2 条・第 3 条）」
に改める。

第 2 章の 2 市町村特別給付（第 3 条の 2）」

第 2 章の次に次の 1 章を加える。

第 2 章の 2 市町村特別給付

第 3 条の 2 市は、法第 6 2 条に規定する市町村特別給付として、介護用品助
成事業（紙おむつその他の介護用品の購入費用の一部を助成する事業をい
う。）を行う。

2 前項の介護用品助成事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

第 4 条第 1 項から第 5 項までの規定中「平成 3 0 年度から令和 2 年度」を「令
和 3 年度から令和 5 年度」に改め、同条第 6 項から第 8 項までの規定中「令和
2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の小樽市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、市町村特別給付として介護用品助成事業を実施するとともに、令和3年度から令和5年度までの保険料の軽減後の額を据え置くこととするためであります。

小樽市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

小樽市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例(平成 3 0 年小樽市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「介護予防基準省令」を「予防基準省令」に改める。

附則第 2 項を削る。

附則第 3 項の見出しを「(適用する基準省令等)」に改め、同項中「基準省令
等及びその一部を改正する省令の附則」を「基準省令及び予防基準省令 (以下
「基準省令等」という。)」に、「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省
令(平成 3 0 年厚生労働省令第 3 0 号)を「指定居宅サービス等の事業の人員、
設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 (令和 3 年厚生労働省令第
9 号)に、「及び一部改正省令」を「(一部改正省令)に、「基準省令等の一部を
改正する省令の附則」を「基準省令等の一部改正に係る附則を含む。)」に改め、
同項を附則第 2 項とし、附則第 4 項を附則第 3 項とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、基準省令等の一部改正に伴い、改正後の基準省令等のおり適用することにより、指定地域密着型サービス等事業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための取組を行うことなどを義務付けるとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例
の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例
の一部を改正する条例

小樽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平
成 2 7 年小樽市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削る。

附則第 3 項の見出しを「(適用する基準省令)」に改め、同項中「及びその一
部を改正する省令の附則」を削り、「平成 3 0 年厚生労働省令第 4 号」を「令和
3 年厚生労働省令第 9 号」に、「及び一部改正省令」を「(一部改正省令)に、
「基準省令の一部を改正する省令の附則」を「基準省令の一部改正に係る附則
を含む。）」に改め、同項を附則第 2 項とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、基準省令の一部改正に伴い、改正後の基準省令
のとおり適用することにより、指定介護予防支援事業者に対し、感染症の予防
及びまん延の防止のための取組を行うことなどを義務付けるとともに、所要の
改正を行うためであります。

小樽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

小樽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条
例（平成 3 0 年小樽市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削る。

附則第 3 項の見出しを「(適用する基準省令)」に改め、同項中「及びその一
部を改正する省令の附則」を削り、「平成 3 0 年厚生労働省令第 4 号」を「令和
3 年厚生労働省令第 9 号」に、「及び一部改正省令」を「(一部改正省令)に、
「基準省令の一部を改正する省令の附則」を「基準省令の一部改正に係る附則
を含む。）」に改め、同項を附則第 2 項とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、基準省令の一部改正に伴い、改正後の基準省令
のとおり適用することにより、指定居宅介護支援事業者に対し、感染症の予防
及びまん延の防止のための取組を行うことなどを義務付けるとともに、所要の
改正を行うためであります。

小樽市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

小樽市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例（平成 2 7 年小樽市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条中「第 1 1 5 条の 4 6 第 4 項」を「第 1 1 5 条の 4 6 第 5 項」に改める。

附則第 2 項を削る。

附則第 3 項の見出しを「(適用する介護保険法施行規則)」に改め、同項中「及びその一部を改正する省令の附則」を削り、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 2 5 年厚生労働省令第 1 0 5 号）」を「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成 3 0 年厚生労働省令第 3 0 号）」に、「及び一部改正省令」を「(一部改正省令)」に、「介護保険法施行規則の一部を改正する省令の附則」を「介護保険法施行規則の一部改正に係る附則を含む。」に改め、同項を附則第 2 項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、改正後の同令に定める主任介護支援専門員に対する5年ごとの更新研修の義務付けを反映させるとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市屋外広告物条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市屋外広告物条例の一部を改正する条例

小樽市屋外広告物条例（平成 2 4 年小樽市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 8 号中「第 3 8 条第 3 項」を「第 3 8 条第 2 項」に改める。

第 1 4 条第 5 項中「, 第 1 項」を「、第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、電気事業法の一部改正に伴うもののほか、所要の改正を行うためであります。

小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市都市公園条例の一部を改正する条例

小樽市都市公園条例（昭和 3 2 年小樽市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 3 号を加える。

(7) 指定した場所以外の場所で火気を使用すること。

(8) 他人に危害を及ぼすおそれのある行為又は他人の迷惑となる行為をすること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が公園の管理上特に必要があると認め
て禁止する行為

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の
例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、市民が快適に利用できる環境の整備を図る目的
で、公園内における禁止行為として、指定した場所以外での火気の使用等を追
加するためであります。

小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を
改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を
改正する条例

小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（平成 8 年小
樽市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次の 1 号を加える。

(9) 指定区域以外で、経済及び観光の振興を目的として市長が指定し、告示
した区域にある次に掲げる便益施設でその床面積が 1 万平方メートル以下
のもの及びその附帯施設。ただし、風営法第 2 条の規定に該当するものを
除く。

ア 飲食店

イ 物販店

ウ 会議場施設、展示施設、研修施設その他の共同利用施設

エ アからウまでに掲げるもののほか、経済及び観光の振興に資するもの
として、市長が特に認める施設

別表第 1 中備考を備考 1 とし、同表備考に次のように加える。

2 第 9 号の場合において、一の構築物として同号アからエまでに掲げる
便益施設が併設される時又は一の構築物にその他の用途に供する部

分があるときは、当該便益施設の用に供する部分の床面積の合計は1万平方メートルを超えてはならないものとし、当該その他の用途に供する部分の床面積を除いて当該便益施設の床面積の合計を算定するものとする。

別表第2から別表第5までの規定の備考中「別表第1備考」を「別表第1備考1」に、「同表備考」を「同表備考1」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、小樽港第3号ふ頭及び周辺再開発の推進に伴い、経済及び観光の振興を図る必要があることから、商港区内の指定区域において、その振興を目的とする飲食店等の建設を可能とするとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市船員法に基づく事務等に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市船員法に基づく事務等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、船員法（昭和 2 2 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）

第 1 0 4 条第 1 項の規定により市町村長が行うこととされる事務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(政令に基づく事務)

第 2 条 市長は、船員法第 1 0 4 条第 1 項の規定により市町村が処理する事務に関する政令（昭和 2 8 年政令第 2 6 0 号）に基づき、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 法第 1 9 条の規定による報告の受理に関すること。
- (2) 法第 3 7 条の雇入契約の成立等の届出の受理及び法第 3 8 条の雇入契約の確認に関すること。
- (3) 法第 5 0 条第 4 項の規定に基づく船員手帳（外国人に係るものを除く。）の交付、再交付、訂正、書換え及び返還に関すること。
- (4) 法第 8 5 条第 3 項の認証に関すること。

(省令に準じて行う事務)

第 3 条 市長は、船員法施行規則（昭和 2 2 年運輸省令第 2 3 号。以下「省令」

という。)に準じて、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 省令第15条の規定に準ずる航行に関する報告書の証明に関すること。
- (2) 省令第24条第1項の規定に準ずる雇入契約のない船長の就退職等の証明に関すること。
- (3) 省令第39条第1項の規定に準ずる船員手帳の記載事項の証明に関すること。

(手数料)

第4条 第2条第3号に掲げる船員手帳の交付、再交付、訂正若しくは書換え又は前条各号に掲げる証明の請求をする者は、小樽市手数料条例(昭和26年小樽市条例第31号)に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、北海道運輸局小樽海事連絡事務所が廃止されることに伴い、海運事業者等の利便性を考慮し、これまで当該事務所で行っていた事務の一部を市が行うに当たり、その事務に関し必要な事項を定めるためであります。

小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小樽市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年小樽市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表小樽市立高等看護学院の項中「小樽市東雲町 9 番 1 2 号」を「小樽市緑 3 丁目 4 番 1 号」に改める。

第 7 条中「第 2 4 3 条の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、小樽市公共施設再編計画に基づき、高等看護学院を移転するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市教育研究所設置条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市教育研究所設置条例の一部を改正する条例
小樽市教育研究所設置条例（昭和 6 2 年小樽市条例第 2 0 号）の一部を次の
ように改正する。

第 2 条の表中「小樽市花園 5 丁目 1 0 番 1 号」を「小樽市緑 3 丁目 4 番 1 号」
に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、小樽市公共施設再編計画に基づき、教育研究所
を移転するためであります。

工事請負変更契約について

潮見台中学校校舎耐震補強工事の請負変更契約を次のように締結する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 潮見台中学校校舎耐震補強工事
- 2 契 約 金 額
 変 更 前 1 億 8 , 8 1 0 万 円
 変 更 後 1 億 8 , 9 7 1 万 7 , 0 0 0 円
- 3 契 約 の 相 手 方 小樽市若竹町 3 番 1 号
 近藤・小杉共同企業体
 代表者
 近藤工業株式会社

工事請負変更契約について

小樽内橋解体・撤去工事の請負変更契約を次のように締結する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 小樽内橋解体・撤去工事
- 2 契 約 金 額
 変 更 前 1 億 4, 9 9 7 万 4, 0 0 0 円 (議決要件未満)
 変 更 後 1 億 5, 4 9 7 万 9, 0 0 0 円
- 3 契 約 の 相 手 方 小樽市長橋 4 丁目 1 0 番 2 号
 久保・山修嶋田共同企業体
 代表者
 株式会社久保組

工事請負変更契約について

旧緑小学校解体工事の請負変更契約を次のように締結する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 旧緑小学校解体工事
- 2 契 約 金 額
 変 更 前 2 億 1 , 8 9 0 万 円
 変 更 後 2 億 2 , 0 9 6 万 8 , 0 0 0 円
- 3 契 約 の 相 手 方 小樽市若竹町 3 番 1 号
 近藤・山吹共同企業体
 代表者
 近藤工業株式会社

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市議会議員	丸	山	晴	美
同	酒	井	隆	裕
同	高	野	さ	くら
同	小	貫		元
同	川	畑	正	美

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から38年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、2017年7月7日核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、核兵器禁止を明文化した条約が制定され、2021年1月22日に核兵器禁止条約が発効された。しかし、核保有国が条約を

批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持ち込みを容認する核密約の存在、在日米軍の再編が更に強化される動き、加えて、東アジア地域における中華人民共和国の海洋進出がエスカレートしており、アメリカ合衆国が中華人民共和国及びロシア連邦の権力主義の台頭に言及し、世界各地の米軍の配置態勢の見直しを表明している中で、小樽港や近隣港への相次ぐ米国艦艇の寄港は、今後の小樽港の軍事利用の危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

(目的)

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
- (2) 小樽港港湾区域 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）

をいう。

- (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

(非核港湾行政の推進)

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使用に協力しない。

2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。

3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附 則

この条例は、令和3年5月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。

令和 3 年度小樽市一般会計補正予算

令和 3 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 307,224 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56,544,083 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
17 国庫支出金		11,319,076	307,224	11,626,300
	2 国庫補助金	1,165,253	307,224	1,472,477
歳 入 合 計		56,236,859	307,224	56,544,083

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 民生費		25,006,374	5,345	25,011,719
	1 社会福祉費	12,343,004	5,345	12,348,349
4 衛生費		4,515,914	82,879	4,598,793
	1 保健衛生費	2,086,460	50,000	2,136,460
	2 保健所費	547,090	32,879	579,969
7 商工費		1,967,898	215,000	2,182,898
	1 商工費	1,967,898	215,000	2,182,898
9 消防費		418,475	4,000	422,475
	1 消防費	418,475	4,000	422,475
歳 出 合 計		56,236,859	307,224	56,544,083

令和 3 年度小樽市病院事業会計補正予算

第 1 条 令和 3 年度小樽市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 3 年度小樽市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(6) 主な建設改良事業の概要

イ 医療機器購入費等 312,000 千円

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 病院事業収益	11,560,729 千円	18,000 千円	11,578,729 千円
第 2 項 医業外収益	667,117 千円	18,000 千円	685,117 千円
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	12,432,215 千円	18,000 千円	12,450,215 千円
第 1 項 医業費用	11,957,922 千円	18,000 千円	11,975,922 千円

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 779 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 846 千円」に、「一時借入金 284,619 千円」を「一時借入金 284,552 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	

第1款 資本的収入	800,272 千円	32,000 千円	832,272 千円
第2項 他会計出資金	426,272 千円	32,000 千円	458,272 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,085,670 千円	32,000 千円	1,117,670 千円
第1項 建設改良費	374,061 千円	32,000 千円	406,061 千円

第5条 予算第8条に定めた経費を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	6,208,482 千円	15,000 千円	6,223,482 千円

第6条 予算第9条中「211,156 千円」を「229,156 千円」に改める。

令和3年2月24日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 2 年度小樽市一般会計補正予算

令和 2 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 463,569 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 74,288,931 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(繰越明許費の補正)

第 3 条 繰越明許費の変更は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
17 国庫支出金		26,332,786	448,144	26,780,930
	2 国庫補助金	15,543,318	448,144	15,991,462
21 繰入金		1,290,844	15,425	1,306,269
	2 基金繰入金	1,226,413	15,425	1,241,838
歳入合計		73,825,362	463,569	74,288,931

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		2,855,543	25,506	2,881,049
	1 総務管理費	2,536,207	25,506	2,561,713
3 民生費		36,470,539	9,667	36,480,206
	1 社会福祉費	23,562,949	9,667	23,572,616
4 衛生費		5,759,124	97,856	5,856,980
	2 保健所費	1,433,246	97,856	1,531,102
7 商工費		4,163,485	330,540	4,494,025

	1 商 工 費	4,163,485	330,540	4,494,025
歳 出 合 計		73,825,362	463,569	74,288,931

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
総務費	総務管理費	公共交通事業者等追加支援事業費	25,506
民生費	社会福祉費	離職者支援給付金支給事業費	4,850
衛生費	保健所費	クラスター対策事業費	2,896
商工費	商工費	事業継続支援事業費	272,000
		宿泊業事業継続緊急支援事業費	55,700

第3表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
商工費	商工費	宿泊施設誘客促進追加事業費補助金	千円 35,000	千円 37,840

令和 2 年度小樽市一般会計補正予算

令和 2 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 56,701 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 74,232,230 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(繰越明許費の補正)

第 3 条 繰越明許費の変更は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国庫支出金		千円 26,780,930	千円 49,752	千円 26,830,682
	2 国庫補助金	15,991,462	49,752	16,041,214
18 道支出金		3,633,928	5,977	3,639,905
	2 道補助金	518,779	5,977	524,756
21 繰入金		1,306,269	△ 112,430	1,193,839
	2 基金繰入金	1,241,838	△ 112,430	1,129,408
歳 入 合 計		74,288,931	△ 56,701	74,232,230

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		265,320	△ 500	264,820
	1 議 会 費	265,320	△ 500	264,820
2 総 務 費		2,881,049	2,788	2,883,837
	1 総 務 管 理 費	2,561,713	2,788	2,564,501
3 民 生 費		36,480,206	△ 8,253	36,471,953
	1 社 会 福 祉 費	23,572,616	△ 3,201	23,569,415
	2 児 童 福 祉 費	5,024,130	△ 4,118	5,020,012
	5 民 生 施 設 費	168,707	△ 934	167,773
4 衛 生 費		5,856,980	16,773	5,873,753
	1 保 健 衛 生 費	2,214,701	△ 356	2,214,345
	2 保 健 所 費	1,531,102	17,129	1,548,231
5 労 働 費		98,994	1,641	100,635
	1 労 働 諸 費	98,994	1,641	100,635
7 商 工 費		4,494,025	△ 60,697	4,433,328
	1 商 工 費	4,494,025	△ 60,697	4,433,328
8 土 木 費		5,379,930	△ 811	5,379,119
	4 都 市 計 画 費	1,211,746	△ 580	1,211,166

	6 港 湾 费	1,362,648	△ 231	1,362,417
9 消 防 费		1,128,533	△ 3,174	1,125,359
	1 消 防 费	1,128,533	△ 3,174	1,125,359
10 教 育 费		3,550,498	△ 4,468	3,546,030
	2 小 学 校 费	1,327,070	△ 2,106	1,324,964
	3 中 学 校 费	1,044,482	694	1,045,176
	4 学 校 给 食 费	413,231	△ 144	413,087
	5 社 会 教 育 费	504,137	△ 2,080	502,057
	6 社 会 体 育 费	146,130	△ 832	145,298
岁 出 合 计		74,288,931	△ 56,701	74,232,230

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
総務費	総務管理費	ウィズコロナ 移住促進事業費	千円	
			9,313	
衛生費	保健所費	感染症患者宿泊療養 施設等移送事業費	4,905	
				16,740
労働費	労働諸費	雇用調整助成金等 活用促進補助金	2,000	
教育費	小学校費	学校教育活動 継続支援事業費	15,600	
	中学校費	学校教育活動 継続支援事業費	10,000	
	社会教育費	図書貸出窓口 拡充事業費	350	

第3表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
民生費	児童福祉費	新生児臨時給付金 支給事業費	千円	千円
			7,100	3,900
消防費	消防費	新型コロナウイルス 感染症等患者移送 車両整備事業費	50,231	49,830
教育費	小学校費	学校生活環境改善 整備事業費	18,478	16,778
	中学校費	学校生活環境改善 整備事業費	15,608	14,308

専決処分報告

令和 2 年度小樽市一般会計補正予算を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 1 月 29 日別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和2年度小樽市一般会計補正予算

令和2年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74,112,516千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
21 繰入金		千円 1,770,383	千円 121,800	千円 1,892,183
	2 基金繰入金	1,705,952	121,800	1,827,752
歳入合計		73,990,716	121,800	74,112,516

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		千円 4,207,711	千円 121,800	千円 4,329,511
	1 商工費	4,207,711	121,800	4,329,511
歳出合計		73,990,716	121,800	74,112,516

専決処分報告

令和 2 年度小樽市一般会計補正予算を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 2 月 5 日別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和2年度小樽市一般会計補正予算

令和2年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ679,546千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74,792,062千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		千円 26,126,687	千円 638,546	千円 26,765,233
	1 国庫負担金	10,495,233	516,414	11,011,647
	2 国庫補助金	15,608,126	122,132	15,730,258
21 繰入金		1,892,183	41,000	1,933,183
	2 基金繰入金	1,827,752	41,000	1,868,752
歳入合計		74,112,516	679,546	74,792,062

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 2,588,027	千円 41,000	千円 2,629,027
	1 総務管理費	2,268,691	41,000	2,309,691
4 衛生費		5,091,069	638,546	5,729,615
	2 保健所費	775,647	638,546	1,414,193
歳出合計		74,112,516	679,546	74,792,062

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
衛生費	保健所費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費	千円 104,205
		新型コロナウイルスワクチン接種事業費	516,414